

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス ksosaka@noma.or.jp
URL <https://www.noma.or.jp> (※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

1. 滞調法とは

2. 強制執行等の概要

- (1) 強制執行
- (2) 担保権実行
- (3) 仮差押え

3. 不動産差押えの競合

- (1) 滞納処分が先行する場合
 - ① 国税徴収法による交付要求
 - ② 続行決定について
 - ③ 滞調法による交付要求
 - ④ 滞納処分による差押えの解除
- (2) 強制執行等が先行する場合
 - ① 滞納処分による差押えと交付要求
 - ② 公売手続の制限
 - ③ 滞納処分による差押えの解除
 - ④ 続行承認について
- (3) 仮差押えとの調整

4. 債権差押えの競合

- (1) 滞納処分が先行する場合
 - ① 差押えの効力の拡張
 - ② 権利供託と事情届通知書
 - ③ 残余金の処理
 - ④ 滞納処分による差押えの解除
 - ⑤ 執行裁判所による配当
 - ⑥ 続行決定について
- (2) 強制執行等が先行する場合
 - ① 差押えの効力の拡張
 - ② 義務供託

- ③ みなし交付要求
- ④ 滞納処分による差押えの解除
- ⑤ 執行裁判所による配当
- ⑥ 続行承認について

(3) 仮差押えとの調整

5. 給与差押えの競合

- (1) 差押禁止額の取扱い
 - ① 滞納処分の差押禁止額と強制執行等の差押禁止額
 - ② 競合の考え方
- (2) 滞納処分が先行する場合
 - ① 滞納処分の差押可能額が多い場合
 - ② 滞納処分の差押可能額が少ない場合
- (3) 強制執行等が先行する場合
 - ① 滞納処分の差押可能額が多い場合
 - ② 滞納処分の差押可能額が少ない場合
- (4) 仮差押えとの競合

講師紹介

大阪市財政局 税務部収税課
収納対策特別チーム 担当係長 **前川 洋一 氏**
(前・大阪市財政局税務部市債権回収対策室 市債権収納担当課長)

1992 年大阪市生野区役所税務課で滞納整理業務を開始。2003 年財政局収納対策特別チームで高額難件事案を担当。2006 年財政局税務部で指導業務を担当。2012 年京橋市税事務所収納対策担当課長代理。2015 年大阪府へ派遣され「大阪府域地方税徴収機構」の初代総括リーダー。2019 年財政局税務部市債権回収対策室市債権収納担当課長。2023 年定年退職し、再任用にて現職。

これまで新潟県・愛媛県・富山県などで市町村職員向けの研修講師を務めたほか、2018 年より全国市町村国際文化研修所で「市町村税徴収事務」「滞納整理の実践と徴収マネジメント」研修の講師を行っている。

▶ 申込要領 ◀

(4)

WEBお申込みの流れ

- ① 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー／講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを検索
- ⑤ セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込み後、確認メールが届きます
- ⑦ お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。

【留意事項】

- ・ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
- ・ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
- ・参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

(以下、オンライン中継のみ)

- ・視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- ・ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、個別の対応や返金はできかねますのでご了承ください。